

改正

平成26年 3 月31日訓令第 6 号

令和 2 年 3 月24日訓令第 5 号

仙北市市税減免取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、仙北市市税条例（平成17年仙北市条例第48号。以下「市税条例」という。）及び仙北市国民健康保険税条例（平成20年仙北市条例第22号。以下「国保税条例」という。）に定める固定資産税及び国民健康保険税（以下「市税」という。）の減額又は免除（以下「減免」という。）の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 国保税条例第23条第 1 号第 4 号中「特別の事情がある者」とは、納税義務者と生計を一にする親族等の所得が著しく減少した者をいう。

(減免の判定基準)

第 3 条 市税条例第50条第 1 項第 2 号、第69条第 1 項第 1 号、国保税条例第23条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号のいずれかに該当する者の減免の判定には、原則として生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）を用いるものとし、具体的な判定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 判定の対象は、申請者（納税義務者）と生計を一にする世帯全員の収入及び資産等とする。
- (2) 収入金額は、減免の申請月から 1 年間の収入金額を推計するものとし、税務資料による前年の所得を参考に、面談、申請書添付の書類及び調査によって得られた事実による当該年の状況変化を考慮し算定する。この場合において、所得税法（昭和40年法律第33号）第27条の規定による事業所得の金額の計算上生じた損失の金額については、詳細な収支内訳書が提出され、帳簿、領収書等で確認できる場合は、他の収入金額から控除できるものとする。
- (3) 判定に用いる収入金額は、次のとおりとする。
 - ア 給与、報酬及び賃金の収入金額は、当該収入から生活保護費の支給に用いる基礎控除等を控除した金額とする。
 - イ 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第63条の規定による事業及び不動産等の貸付に係る収入は、当該所得に係る総収入金額から必要経費及び生活保護費の支給に用いる基礎控除

等を控除した金額とする。

ウ 資産の譲渡による収入は、当該譲渡所得に係る特別控除を控除する前の金額とする。

エ 所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項の規定による公的年金等、同法第9条第1項第3号に掲げる非課税扱いの恩給、年金及びその他これらに準ずる給付についての収入は、当該収入金額とする。

オ 仕送り、贈与、退職手当金、雇用保険、労働者災害補償保険、児童扶養手当及び就学援助等その他の収入については、当該収入の金額とする。

（4） 最低生活費は、生活保護法による保護の基準により算出した12箇月分の生活費とする。

（5） 手持ち金（預貯金等）は、納税義務者等の手持ち金の合計金額から預貯金等の使用目的を総合的に判断し控除した金額とし、当該金額から前号の規定による最低生活費の2分の1を控除した金額を収入金額に算入するものとする。なお、第3号に掲げる収入が振り込まれている場合は、更に、それらを控除した金額とする。

（審査）

第4条 減免の承認又は不承認の決定に係る審査は、次に掲げるとおりとする。

（1） 収入金額と最低生活費とを比較し、生活困窮の度合いを算出する。

（2） 手持ち金（預貯金等）の保有状況及び個別の事情を考慮の上、担税力の有無について審査する。

（3） 前2号の結果を総合的に判断し決定する。

（減免の申請）

第5条 市税条例第69条第1項第1号ア及び第85条第1項第2号の規定（以下、この条において「生活保護法の規定による扶助を理由とする減免規定」という。）により市税の減免を受けようとする年度の前年度において生活保護法の規定による扶助を理由とする減免規定により市税の減免を受けていた者について、当該年度の法定納期限前7日の時点での扶助の継続が確認できた場合、市税条例第69条第2項及び第85条第2項の規定にかかわらず申請書の提出があったものとみなして、市税条例第69条第1項及び第85条第1項の規定を適用することができる。

2 前項に規定する扶助の継続の確認は、納税者から市税の減免を受けようとする年度の法定納期限前7日の時点で生活保護法の規定による扶助を継続して受けている事実を証明する書類の提示及び提出を受けることにより行うものとする。ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の11の規定に基づく協力要請の結果、生活保護担当部局からの生活保護に係る情報の提供により扶助の継続の事実が確認できた場合は、納税者から書類の提出があったものとみなすことがで

きる。

- 3 前2項の規定の適用による減免を受けた者への仙北市市税条例施行規則（平成17年規則第153号）第17条第3項で定める市税減免承認通知書の送付は、行わないものとする。

附 則

この要領は、平成23年3月22日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第6号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日訓令第5号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。